令和８年（フ）第８０３号
千葉県柏市酒井根５丁目18番19号　グランドール柏南Ｃ一203号
債務者　小森みずき（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０８号
千葉県我孫子市南青山23番地の34
債務者　池田　翔平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２０号
千葉県柏市若柴２番地137　メインルート柏103号
債務者　田代　和也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２２号
千葉県流山市美原１丁目157番地の３　シャルム江戸川台Ａ－２
債務者　伊藤　基英
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３５号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目16番９号　ルミエール205
債務者　藤田　咲良（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４０号
千葉県流山市加４丁目１番地の29　ペガサス西棟107
債務者　秋山　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４６号
千葉県野田市山崎948番地の21　フラワーハイツ岡田102
債務者　菊池　雄二（旧姓浅見）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４７号
千葉県流山市東初石３丁目101番地の20　サンロート202
債務者　鈴木　信也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４８号
千葉県柏市松ケ崎501番地１　Ａ一302号
債務者　山本　美亜
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５４号
千葉県松戸市新松戸３丁目201番地　コーポ宝山105号
債務者　浅香由貴子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７２号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町103番地　ジュネパレス松戸第41一207号
債務者　山口　真司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市浦賀７丁目11番６号、前住所神奈川県横浜市保土ケ谷区今井町488番地１　708号
債務者　藤田　達也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目13番地　まもる荘Ｂ
債務者　中村美佐江
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第４０１号
神奈川県厚木市旭町４丁目16番17号　レオパレス本厚木エクセル第９一204
債務者　岩崎　悠己
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４８号
島根県安来市汐手が丘22番20号
債務者　松本　友幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６１号
熊本市西区島崎４丁目７番１一102号　コアマンションネクステージ島崎
債務者　田口　晶子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
北海道名寄市西６条南２丁目17番地
債務者　後藤　伸司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部